

プログラム名	改正民法における新たな建築設計・監理契約書	認定CPD	2単位
開催日	2020年11月16日（月） 15:30～17:00		
開催場所	名古屋市中区丸の内1-15-15 桜通ビル6F LECホール		
講師	弁護士 大井直樹氏 若山・大井総合法律事務所		
担当理事	企画委員会 副代表理事 成田益美	その他	
参加者	NSK会員およびその所員、一般の方 申込 57名 出席 56名 CPD参加 41名		
備考			

『改正民法における新たな建築設計・監理契約書』と題して 弁護士 大井直樹氏 若山・大井総合法律事務所を招き、オンライン会議システムZOOMを用いたWEB講演会を開催した。

2020年4月民法改正に対応した新設計監理契約書、工事請負契約書関連が新たに発行された。

内容は第1、設計監理契約について、第2、改正民法の概要について、第3、約款に関する規定の新設について、第4、法定利率の見直し、第5、消滅時効について（報酬請求に関して）（損賠賠償責任に関して）、第6、債務不履行に基づく契約の解除について、第7、請負契約に関する改正について（①中途解約の報酬）（②瑕疵担保責任の内容）、第8、民法改正の影響、第9、四会連合約款について（四会連合約款新旧対照表）、第10、トラブル防止について、の頁についての説明があり、まず、契約とは何か、設計監理契約の性質とは、の説明があった。設計や工事監理契約が請負契約、委任契約のどちらに該当するのかが問題であり、判例でも分かれている。債務不履行・契約不適合責任に関わってくるものである。

今回の改正項目のなかで、約款に関する規定が新設されたが民法改正における約款の議論と設計監理契約においては直接関係がなく、今後も合意書の内容を施主によく説明し理解を求める必要があるとのことであった。また、消滅時効の見直し、契約解除の要件に関する見直し、契約不適合責任について、が設計監理契約に関わって来る。四会連合約款を使用する場合は瑕疵担保責任・契約不適合責任について四会連合約款独自の規定が盛り込まれている。各論的な部分で言うと、設計監理契約を委任契約とする場合や、四会連合約款を使用する場合は、民法改正によって受ける影響は大きくなさそうである。

しかし、契約の重要性は高いものであり、こういった内容のことをどこまで詳細に契約内容を決めておくか、契約内容の精査がこれまで以上に大事になる。トラブル防止のために、「丁寧な事前説明」「コミュニケーション」「書類作成（打合せ議事録）」の3要素を心がけることも重要である。

建築士の地位や、設計業界の認知度の向上、また、設計監理業務を適正に行うためにも、民法を含めた法律の理解は不可欠であり、今後も新しい情報を取り入れ、共有することが求められる。

施主の要望に応え、適正な業務遂行のため、まだまだ勉強しなければならないことが山積みであると実感させられた。

